

# No. 2 § 設計業務報酬標準業務人・日数表

\*この表は建設省告示第1206号による業務基準人・日数を建築工事費デフレーターにより、平成6年度の値に補正したもので、新耐震設計法等により付加的に必要な業務に係わるもの、電算機使用の場合の変動要素は加味されていない。  
 \*この表は、1級建築士の免許取得後3年未満、又は2級建築士免許取得後8年未満の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理(表では監理)等を行うために必要な業務人・日数の標準を示したものである。  
 \*この表の工事費は、消費税に相当する額を控除したものである。  
 \*この表の標準業務人・日数は、内容による減額方式で積算は含んでいない。

建築物の用途等 工事費(万円)	第1類(2,1P)			第2類(2,2P)			第3類(2,3P)			第4類I(2,3P)			第4類II(2,2P)			
	工場 倉庫 市場 倉庫等			体育館、観覧場、学校、 研究所、官舎、事務所、 駅舎、百貨店、店舗、共 同住宅、寄宿舎等及び1 類の複雑なもの			銀行、美術館、博物館、 図書館、公会堂、劇場、 映画館、集会場(オーディ トリウムを有するもの に限る。)ナイトクラブ、 ホテル、旅館、料理店、 放送局、病院、複合建物 等及び1、2類の複雑な もの			戸建住宅 (一般的な木造 戸建住宅を除く)			一般的な木造戸建住宅			
	設計	監理	計	設計	監理	計	設計	監理	計	設計	監理	計	設計	監理	計	
1,000	21 13.94	11 7.30	32 21.24	23 15.99	13 9.04	36 25.03	25 18.17	14 10.18	39 28.35	23 16.72	11 7.99	34 24.71	13 9.04	7 4.87	20 13.90	
1,500	28 12.39	15 6.64	43 19.02	31 14.37	17 7.88	48 22.25	35 16.96	18 8.72	53 25.68	32 15.51	16 7.75	48 23.26	18 8.34	9 4.17	27 12.51	
2,000	35 11.61	19 6.30	54 17.92	39 13.56	21 7.30	60 20.86	43 15.63	23 8.36	66 23.98	42 15.26	21 7.63	63 22.89	23 7.99	11 3.82	34 11.82	
3,000	48 10.62	25 5.53	73 16.15	53 12.28	27 6.26	80 18.54	59 14.29	30 7.27	89 21.56	59 14.29	30 7.27	89 21.56	31 7.18	15 3.48	46 10.66	
4,000	60 9.95	30 4.98	90 14.93	66 11.47	34 5.91	100 17.38	73 13.26	37 6.72	110 19.99	78 14.17	39 7.09	117 21.26	38 6.60	19 3.30	57 9.91	
5,000	71 9.42	36 4.78	107 14.20	79 10.98	39 5.42	118 16.41	87 12.65	43 6.25	130 18.90	95 13.81	47 6.83	142 20.64	45 6.26	23 3.20	68 9.45	
6,000	82 9.07	41 4.53	123 13.60	91 10.54	45 5.21	136 15.76	100 12.11	49 5.94	149 18.05	111 13.45	56 6.78	167 20.23	52 6.03	26 3.01	78 9.04	
8,000	102 8.46	50 4.15	152 12.61	113 9.82	55 4.78	168 14.60	125 11.36	61 5.54	186 16.90	144 13.08	72 6.54	216 19.62	64 5.56	32 2.78	96 8.34	
10,000	121 8.03	58 3.85	179 11.88	134 9.32	65 4.52	199 13.83	148 10.76	71 5.16	219 15.92	176 12.79	88 6.40	264 19.19	76 5.28	38 2.64	114 7.93	
20,000	205 6.80	96 3.19	301 9.99	228 7.93	106 3.68	334 11.61	251 9.12	117 4.25	368 13.37	325 11.81	163 5.92	488 17.73	127 4.41	64 2.22	191 6.64	
30,000	280 6.19	128 2.83	408 9.02	311 7.21	142 3.29	453 10.50	343 8.31	156 3.78	499 12.09	467 11.31	234 5.67	701 16.98	172 3.99	86 1.99	258 5.98	
40,000	349 5.79	157 2.60	506 8.39	388 6.74	175 3.04	563 9.78	427 7.76	192 3.49	619 11.25	603 10.96	302 5.49	905 16.44				
50,000	414 5.49	210 2.79	624 8.28	460 6.40	205 2.85	665 9.25	507 7.37	225 3.27	732 10.64							
60,000	476 5.26	210 2.32	686 7.59	530 6.14	233 2.70	763 8.84	583 7.06	256 3.10	839 10.16							
70,000	536 5.08	235 2.23	771 7.31	596 5.92	260 2.58	856 8.50	656 6.81	286 2.97	942 9.78							
80,000	593 4.92	258 2.14	851 7.06	660 5.74	286 2.49	946 8.22	727 6.60	315 2.86	1042 9.47							
90,000	649 4.79	281 2.07	930 6.86	722 5.58	312 2.41	1034 7.99	795 6.42	342 2.76	1137 9.18							
100,000	704 4.67	303 2.01	1007 6.68	783 5.44	336 2.34	1119 7.78	862 6.27	369 2.68	1231 8.95							
200,000	1197 3.97	497 1.65	1694 5.62	1332 4.63	551 1.92	1883 6.55	1467 5.33	605 2.20	2072 7.53							
計算式	設計	$Y=0.0178X^{0.7662}$			$Y=0.0198X^{0.7662}$			$Y=0.0218X^{0.7662}$			$Y=0.00623X^{0.89}$			$Y=0.01345X^{0.75}$		
	監理	$Y=0.0156X^{0.7147}$			$Y=0.0173X^{0.7147}$			$Y=0.0190X^{0.7147}$			$Y=0.00312X^{0.89}$			$Y=0.00673X^{0.75}$		
Y:業務量(人・日) X:工事費(千円単位)																

- 参考事項: 1. 設計・工事監理は作業内容による別表1、別表2. による適宜増減して下さい。  
 2. 工事費の中間は比例換算により計算して下さい。  
 3. 増築、改築、模様替え等は適宜増減して下さい。  
 4. 工事費は新材による総額です。支給材、古材等は新材として換算した人・日数表です。  
 5. 工事監理等の人・日数は重点監理で、常駐監理については別途算定して下さい。(但し監理の施工場所及び設計事務所において行う検査、打ち合わせ等は含んでいる。)  
 6. この表の標準業務人・日数は、標準的なものによるもので、特殊な構造物又は建築物は含んでいない。  
 7. 複合用建築物については、1ランク上とし技術料で調整して下さい。  
 8. 出張旅費、各種土地測量、各種地質調査、各種の試験、実験、関連土木設計、確認申請及びその他の申請(開発、宅造、関連申請等)の手続き及び印紙、証紙、見積、見積、近隣同意取得等は別途加算して下さい。  
 9. パース、模型、ビデオ等の作製は、別途加算して下さい。  
 10. 同一設計で、2棟以上を実施する場合は、下式により計算して下さい。  
 設計人・日数 =  $S \{ (1 + 1/2 + 1/3 + 1/4 + \dots + 1/N) \times 0.75 + 0.25N \}$   
 S:設計人・日数(1棟)  
 N:棟数  
 11. 同一設計で、2棟以上の建築を同時に実施する場合は、下式により計算して下さい。  
 監理人・日数 =  $S (1 + 9/10 + 8/10 + 7/10 + 6/10 + 5/10 \dots)$   
 S:監理人・日数(1棟)  
 但し( )内の第6項以下は5/10とする。  
 12. 内容による減額は、次頁別表1、2を参考にして下さい。

**第1類～第4類Iは上記の60%**  
**第4類IIは上記の100%とする**